

豊臣政権の次夫・次馬・次飛脚・次船制について

本多博之

はじめに

豊臣政権の次夫・次馬・次飛脚・次船制は、第一次朝鮮侵略戦争（文禄の役）の実施にあたり、軍勢発進基地となった肥前名護屋と京・大坂との間の通信・輸送を迅速かつ確実にするために、政権がその経路（陸路・海路）を整備して設定した長距離通信輸送制度である。¹⁾

そもそもこの制度は、豊臣秀吉の肥前名護屋への布陣という特殊事情のもと、臨戦体制下での政策遂行のため京都聚楽第に居る関白秀次との緊密な連絡や補給を維持し、さらに大坂城の留守を預かる北政所との通信・輸送を確保する目的のもとに法制化され、實際運用された仕組みである。しかも、それが畿内と九州を結ぶ長距離交通路でもあったため、陸・海経路上に位置する地域大名や諸領主を豊臣政権の政策に巻き込むことになり、とりわけ備中・伯耆の西部から長門赤間関までを領国の範囲とする毛利輝元や筑前領主の小早川隆景は沿線の大名として、この制度に深く関与し、そのため両氏関連の史料も数多く確認できる。

したがって、海外派兵という国を挙げての重要政策の遂行において、軍事指導者でありかつ最高実力者である秀吉と、国家公権の最高職の地位にある関白秀次との通信・輸送制度がどのように構築・利用され、さらに当該期の地域大名や諸領主がそれにどのように関与したのか、という点を知るには最適の素材と思われる。

そこで本稿では、豊臣政権の次夫・次馬・次飛脚・次船制について、その関係史料を紹介するとともに、その法制化までの歴史的経緯と、法としての内容、そして実際の運用状況について具体的に検討するこ

とにより、この制度の開設目的とその実態、そして地域大名らに与えた影響について明らかにしたい。

一 成立過程

豊臣政権の次夫・次馬・次飛脚・次船制は、まず天正二十年（一五九二）正月二十四日付けで豊臣秀吉朱印状の次飛脚および次船指令により歴史上登場する。

すなわち、秀吉が「羽柴筑前侍従」、つまり筑前領主小早川隆景に対して「御本陣」である肥前名護屋から畿内に向けて、「御朱印次第」に名島・宗像間（関係史料一号）、宗像・小倉間（二号）、天神府・富田間（三号）の「次飛脚」による迅速な連絡を指令している。また、同日に「羽柴安芸宰相」、つまり毛利輝元に対して広島・四日市（西条）間の「次飛脚」の指令も同様に出している（四号）²⁾。

さらに、陸路の「次飛脚」に対し、海路の「次船」についても、秀吉が小早川隆景に博多・芦屋間（五号）および芦屋・小倉間（六号）、また毛利輝元に瀬戸・尾道間（七号）および鞆・塩飽間（八号）³⁾について、同様の迅速な対応を求めている。

これらは、同年正月五日の諸大名への朝鮮出兵の布達に連動するものであり、同時に軍勢発進基地である肥前名護屋への秀吉自身の出陣を前提とする指令であったと理解される。しかもそれが、まず秀吉によって発令されていることが注目されよう。

さて、翌二月には関白秀次によって「継飛脚」および「継舟」の指令が、正月二十四日付けの秀吉朱印状に呼応するように発令されてい

る。すなわち、「継飛脚」については周防本郷・富田間で「周防本郷にて安芸宰相代官」宛て（九号）、長門赤間関・豊前小倉間で「長門赤間関にて安芸宰相代官」宛て（一一号）、筑前宗像・名島間で「筑前宗像にて小早川代官」宛て（一二号）で指令され、「継舟」については芦屋・博多間で「筑前芦屋にて羽柴筑前侍代官」宛て（一三号）で指令されており、宛名の表記が秀吉朱印状とはやや異なるものの、肥前名護屋の「御陣」に向けての迅速な対応をやはり輝元や隆景に命じていることが確認できる。

こうした次立の仕組みが登場する前史としては、谷徹也氏が指摘するように、天正十八年の小田原攻めの際（五月〜七月）に利用された「次飛脚」や「町送」がある。東国に向けての出陣により、自身の陣所と京の聚楽第を結ぶ通信・輸送の必要から、尾張清須城（のち星崎城も加わる）に小早川隆景、同星崎城（のち三河岡崎城に変更）に吉川広家を入れ、彼らの中継点として朱印状など文書や物品・馬、そして人（囚人・女性・職人・芸民など）を京まで安全かつ確実に送り届けるよう秀吉が朱印状で命じている。そしてこうした経験をもまえ、第一次朝鮮出兵の際に導入したのが、今回取り上げる豊臣政権の次夫・次馬・次飛脚・次船制である。

したがって本制度は、先述したように、肥前名護屋に布陣予定の秀吉が現地から畿内に向けての迅速な通信・輸送ルートを確認するためにまず発令し、続いて京都聚楽第の関白秀次がそれに呼応する形で肥前名護屋に対する同様の通信・輸送ルートの確保を指令することにより、双方向の強固な通信・輸送体制が構築されたのであり、これをもって豊臣政権の次夫・次馬・次飛脚・次船制の法制化への端緒と見なすことができる。

二 法制化とその内容

秀吉が肥前名護屋に向けて出発する前の天正二十年正月の秀吉朱印

状および二月の秀次朱印状により、その枠組みが作られた豊臣政権の次夫・次馬・次飛脚・次船制は、四月に肥前名護屋城に入城したものの、生母大政所の危篤（のち逝去）でいったん帰坂した秀吉が再び名護屋への出発を準備していた八月に法制化される。

それは国家公権の最高職である関白の地位にある豊臣秀次の名のもとに、陸路・海路上の主要な宿駅や港町に対して布達された。しかし同じ頃、これに合わせて豊臣秀吉朱印状が発給されている事実も見逃すことはできない。それは年欠八月二十四日付けのもので、このたび「京都大坂与名護屋」の間に「海陸統夫次馬次船」の制度が発足し、その関係各所に「公用百貫文」が渡し置かれることになったので、「関白殿」の「下知」に従って「印判書付次第」に「代物」を渡して会計処理することを命じ、錢百貫文の運搬にあたった使者達に受取状を渡すことを命じた内容である。管見によれば現在三点ほど確認できる（一四・一五・一六号）が、原文書としては花岡八幡宮（山口県下松市）所蔵のもの（一四号）のみである。ただ、「卷子本厳島文書」のもの（一五号）も写しではあるが、同様の文言を持つことから、内容的には十分信頼できる。なお注目されるのは、「錢定之儀被仰付候」および「奉行共之判形候任高札之旨、及異儀族在之者、召出遂礼明、実犯於顕然者、速可処嚴科候」という文言の存在であるが、これについては後述したい。

さて、豊臣秀次朱印状は、天正二十年八月日付けのもので、陸路の次夫・次馬・次飛脚と、海路の次船とに分けて発給されたものと思われ、陸路の各宿駅、海路の各港ごとに通達されたのであり、箇条書きで法令の施行内容を詳細に明記したものである。そのなかでも注目されるのは、東京大学史料編纂所写真帳『尊経閣古文書纂 三四』の豊臣秀次朱印状（一七号）であり、そこには京・大坂から肥前名護屋までの次馬・次夫・次飛脚について途中陸路の宿駅二二をすべて列挙して、その間の距離を里数（京都から肥前名護屋までの総距離は一七〇里）で示していることである。具体的には、兵庫（摂津国）、明石・

姫路・赤穂（以上播磨国）、片上・岡山（以上備前国）、矢掛（備中国）、神辺・三原（以上備後国）、西条・広島・小方（以上安芸国）・玖珂・花岡・天神府（以上周防国）、山中・埴生・赤間関（以上長門国）、小倉（豊前国）、宗像・名島・深江（以上筑前国）であり、これは豊臣政権によって京・大坂から名護屋までの宿駅として位置づけられた場所であり、実際名護屋に布陣した秀吉が帰国する際に宿泊あるいは休憩した所とほぼ重なる地名が列挙されている（参考史料一号）。

そして、「京よりハ 関白殿御朱印」（京都聚楽第の関白秀次朱印状）、「大坂よりハ 北政所殿御をして」（大坂城の北政所黒印状）、さらに「名こやよりハ 大閣様御朱印」（肥前名護屋城の大閣秀吉朱印状）に従って、次夫・次馬・次飛脚での連絡・輸送を命じるが、各所には「精銭百貫文」が置かれ、利用する際の料金として馬の場合一匹あたり一里「精銭」一〇文、次夫の場合一人あたり一里四文、次飛脚の場合一人あたり一里三文とし、しかも馬の荷物は一駄三〇貫目、人夫の荷物は一荷一〇貫目と定めている。そしてその上で、秀次や秀吉の朱印状、および北政所の黒印状を受領するとともに、料金を渡して会計処理することを命じている。

実は、この史料に比較的近い内容を持つものとして、『不破郡史上巻』所収「赤坂町安楽寺所蔵文書」と宮内庁書陵部所蔵「豊臣家朱印状」があり、これは宿駅「岡山」と「深江」に対して布達されたものである（一九・二二号）。

また、陸路については、このほかにも「兵庫奉行」「花岡奉行」「天神府宿奉行」に宛てたものが確認できる（一八・二〇・二二号）が、この三点は文言内容がほぼ同じである。「岡山」「深江」宛の法令とは若干異なる点からも、次夫・次馬・次飛脚関係の法令は、複数系統存在していたと推測される。

さて、次船に関するものとしては、現時点で兵庫・宮島・下関に宛てた四点が確認できる（二三～二六号）。そのうち、三点（二三～二五号）の文書内容はほぼ等しく、写しである兵庫・宮島のもの、そ

の原本は同じ右筆の手になるものであった可能性が高い。内容としては、次船一艘あたり一里「公用」二〇文の料金とするほか、使用する船を「四たんほ」（四端帆）と定めている。ただ、下関については二点（二五・二六号）が確認され、関白秀次の朱印状について「京よりハ」という文言の有無と、北政所の黒印状について「御印」・「御をして」という表記の点で若干の差異が認められる。内容的には大差ないものの、同じ下関に対して異なる二種類の朱印状が発給された理由については不明である。

そして、ここで注目されるのが「但奉行相紛悪銭を遣候ハ、御定のことく何銭たてと増を入れて可請取事」（一九号）、「但奉行相紛悪銭を遣候ハ、御定のことく何銭にても増を入可請取之事」（二三号）、あるいは「但奉行相紛悪銭をつかひ候者、御定のことく何せんにも増を入可請取事」（二六号）といった、「悪銭」を使用した場合の取り扱い規程である。ここに見られる「悪銭」とは、同じ法令中の「一文遣之精銭」もしくは「一文つかひの精銭」に対応する銭貨を意味しているものであり、これは豊臣政権が次夫・次馬・次飛脚・次船制を法制化するのに伴い、陸海路の各宿駅・港に支給した「公用」一〇〇貫文の銭貨がまさに一枚一文で通用する「精銭」であり、この制度の料金規程が「精銭」基準であったことを示すものである。

このことに関しては拙著⁶⁾でも述べたが、当時の日本国内では地域ごとに多様な銭貨が異なる価値を持って広く流通していたのであり、豊臣政権としては銭貨に対する具体的な施策を実施していない以上、京・大坂と肥前名護屋とを結ぶ長距離通信輸送体制を構築するためには、中央政権として統一基準による料金設定が必要であり、「一文遣之精銭」や「一文つかひの精銭」はその役割を担った銭貨と思われる。

「悪銭」の広範囲の流通という社会状況のもと、統一基準による料金設定の必要性が「公用」銭貨としての「精銭」の採用と、「精銭」基準の料金規定を成立させたものと言えよう。付言するが、使用する銭貨が悪銭である場合、「増を入」れて授受する行為が政権によって認

められるところに当時の銭貨取引の実態がうかがえる。

このように、天正二十年正月・二月に大卒が決められていた、京・大坂と名護屋間の陸海路における通信・輸送の仕組みは、同年八月においてまさに法令によって制度化されるに至ったのである。

三 運用状況

天正二十年八月の発令により、次夫・次馬・次飛脚・次船制は制度化されるが、それが実際に運用された事例が同九月頃から翌文禄二年（一五九三）七月頃まで確認できる。まさに、秀吉の名護屋再下向のから側室淀の男子出産（拾丸、のちの秀頼）により翌年八月に帰坂するまでの時期に相当する。以下、具体的に見たい。

京・大坂方面からは数々の品物が「つゝら」（葛籠）に入れられ、あるいは「こもつゝみ」（薦包み）の形で輸送されたほか、人の運搬も肥前名護屋の秀吉の許に陸路・海路を通じて行われている。

まず、大坂城の北政所からは「信州河中嶋」の「芋□千貫目」が三端帆二艘の船によって運ばれた（三六号）ほか、酒（三九・四〇号）や鏡・鏡台（五〇・五一号）などの次船による輸送が確認できる。特に、鏡・鏡台・道具類の輸送を指令した文禄二年三月十八日付けの北政所黒印状（五〇号）の場合、それに添えられた帥法印歛仲書状（五一号）が兵庫・室・鞆・瀬戸・上関・下関の各船奉行に宛てたものであるところから、海上輸送の中継港を知ることができる。また、輸送内容の特に顕著なものとして能関係の品物や役者が確認できる。たとえば、「御のふの御小袖」（三八号）、「御のふたうく入候御つゝら式」（四九号）、「御のふの御道具」（五二号）、「御能之御道具」（六三号）などの能装束や能道具のほか、「女のふつかまつり候ちほ大夫」（四一号）が大坂城の北政所によって送り届けられている。また、「女大夫・津田右兵衛尉・弥石与次郎・八幡之雷助左衛門・森喜太郎」（三九・四〇号）らの人々も能役者・謡曲師などの面々かと推測される。そし

て注目されるのが、「御てつはうの菓」の名護屋への輸送である（四五号）。「御いそぎの御用」「大事之御菓」とあるように、肥前名護屋の秀吉から鉄砲火薬の緊急輸送が命じられたものと思われ、軍需物資の輸送事例として貴重である。しかも京都聚楽第の秀次ではなく、大坂城の北政所が対応している点が興味深く、鉄砲火薬の入手や海上輸送において大坂の方が便利であったことがうかがえる。

また、京都聚楽第の関白秀次からも能道具「四拾五荷分」（四三号）の輸送が確認できるが、それ以外に鷹や鶴（三一・三二号）が送られていることが興味深い。さらに、「医師三十五人」（四四号）や「吉田修理亮」（三三・三四号）、「竹俣和泉」「上下式拾人」（四六・四七号）といった人々の運搬、正確には派遣とも見なされる行為が目を引く。とりわけ文禄二年二月の「医師三十五人」の派遣は奈良周辺では大事件であった模様で、『多聞院日記』にも見られるように、奈良や京の医師を多数徴発して派遣するものであった（参考史料二号）。当時は、出兵開始後約十ヶ月が経過した頃であり、朝鮮半島の戦場では病に倒れたり負傷する者が相次ぎ、前線の兵士の間にも厭戦感情が高まりつつあった頃である。名護屋に布陣している秀吉にとっては、多数の医師派遣が緊急課題の一つであった。したがって、北政所から送り届けられた能役者や能道具のほか様々な品物が秀吉の城中での余興や日常生活に利用されるものであった半面、戦場での負傷兵や病人を救済するために多数の医師が集められ、名護屋を経て朝鮮半島に送り届けられた状況をふまえるならば、名護屋城に布陣する秀吉の政治目的達成のためにも、次夫・次馬・次飛脚・次船制という通信輸送制度は必要不可欠であったと考えられる。

ところで、海上の次船輸送の事例によれば、三端帆二艘（三六号）、四端帆一艘（三九・四〇・五〇・五一号、但し五一号の場合実際は六端帆か）、さらに京・奈良の医師三五名の派遣の場合は八端帆二艘（四四号）の船が利用されていたことがわかる。もともと、法令の上で次船は四端帆と定められていたが、実際には四端帆以外にも様々な大き

さの船が利用されていたのであり、現状に即して法令の柔軟な適用がなされていたことがわかる。

さて、肥前名護屋に布陣していた太閤秀吉の利用状況であるが、品物の輸送としては「御ちやつほ」の「次夫」一〇人による運搬（四八号）以外には確認できず、そのほかは大坂までの次飛脚（五三・五九・六〇・六一・六二号）の利用が見られるだけである。新たな史料の出現が待たれるが、現段階では秀吉の場合、京・大坂方面への迅速な通信のために次飛脚を専ら利用したのであり、それは名護屋城に居る秀吉の城中での生活や朝鮮半島の戦場で必要な物資の輸送や人材の派遣を求める書簡が主なものであり、京の関白秀次や大坂城の北政所は求められた物や人を送り届けていたと理解したい。この点をふまえるならば、関白秀次によって法制化された次夫・次馬・次飛脚・次船制であるが、本来の目的がどこにあったのか、誰が主導したのか、教えてくれるように思われる。

なお、次馬の事例としては、北政所黒印状による「ちぼ大夫」派遣に「伝馬忝疋」が、また秀次朱印状による能道具輸送に「伝馬人足」が利用されていた（四一・四三号）ことが確認できる。

そして注目されるのは、長門赤間関・埴生間の七里分の「次夫拾人」について「路銭貳百八十文」（四八号）と見える点であり、これは次夫に対し、規程通りに賃金が支給されていたことを裏付けるものである。また次飛脚については、天正二十年八月法令で一人一里三文と規定しているものもあったが、同年九月四日に「天神のこぶ奉行」宛て秀次朱印状で「忝人忝里二付而四文」（二七号）とあるのははじめとして、翌文禄二年には次飛脚の料金規定として一人につき一里四文で運用している事例が多数見られる（五九・六〇・六二号）。

したがって、次船の大きさも含め、実際の運用においては多少異なる面があったかもしれないが、豊臣政権の次夫・次馬・次飛脚・次船制は基本的に天正二十年八月法令の条文規定に沿う形で実施されたと見て良からう。

四 毛利・小早川両氏と次夫・次馬・次飛脚・次船制

次夫・次馬・次飛脚・次船制は、京・大坂と肥前名護屋とを結ぶ陸海路の通信・輸送制度であり、多くの大名・領主の支配領域を横断する形で設定されており、史料も様々な場所・人に宛てられたものが残されているが、その多くが中国地方の大名毛利輝元と筑前国主小早川隆景の領国内のものである。

すでに述べたように、この制度の枠組みができたのは天正二十年正月二十四日付け豊臣秀吉朱印状および同年二月付け豊臣秀次朱印状の発給によるものだが、それが毛利輝元や小早川隆景に宛てて布達され、しかもその多くが『毛利家文書』『小早川家文書』として現在伝来している事実は、豊臣政権がこの制度について陸海交通路の沿線に位置する諸大名にまず指令し、業務遂行を各大名の裁量に委ねる方式を採用していたことを示すものである。しかし、八月に法制化され、さらにその後の運用状況を見るならば、陸海路の宿駅や港町に対して豊臣政権から直接指令が出て、業務が遂行されていた様子が明らかとなる。

豊臣政権の次船制については、長門赤間関における実際の運用状況が『萩藩関録遺漏』や『防長風土注進案14 小郡宰判』に収録された一括史料によって確認できるが、そのうちの一五点は原文書が一卷の卷子にまとめられて現存している（『長井家文書』）。これは、次船制の詳細を物語るだけでなく、豊臣秀吉朱印状とともに多数の北政所黒印状を関連文書としてあわせ持つ点で、その史料価値は高い。ただ、江戸時代中期すでに周防国小郡勘場医師であった平田道伯の所蔵であったことがわかるほかは、詳しい伝来が不明である。

しかし、天正二十年八月付けで「下のせき」に宛てた次船法令である豊臣秀次朱印状（二五号）と、文禄二年三月五日付けで「赤間関」に宛てた埴生までの次夫指令である豊臣秀吉朱印状（四八号）が、それぞれ「佐甲家文書」および「伊藤家文書」として伝来しており、次

夫・次馬・次飛脚・次船制の運用状況の一端を浮き彫りにしてくれる。佐甲家は、中世大内氏時代以来、赤間関の間（丸）として広範囲に活動する有力特権商人であり、当地の事情に精通し、かつ武力も保持する存在は大内氏滅亡後、直轄関として赤間関の支配を推進する毛利氏にとつて必要不可欠であり、輝元支配期の天正年間には赤間関代官として派遣した高須元兼・井上元治のもとで関役徴収など関町役人として活動したほか、近世には伊藤家とともに赤間関の町年寄をつとめた家である。したがって、こうした事実をふまえるならば豊臣政権の次船制は、基本的に政権内部の人間の派遣によるものではなく、港町現地において従来から流通経済に通じ、地域大名の経済政策においても重要な位置を占めていた者を登用して制度の運用をはかっていたとみなすことができる。

また、次夫・次馬・次飛脚を指令する天正二十年八月と八月二十四日付の二点の朱印状（二〇・一四号）が現在花岡八幡宮に伝来しているが、これはもともと社坊の筆頭「地藏院」の所蔵であった。「地藏院」については、慶長初年頃に毛利輝元の側近奉行である佐世元嘉の指令のもと、「花岡御宿上下之御用方」をつとめていたことが確認される（参考史料三号）が、この「地藏院」の宿送りの機能は豊臣政権期になつて突如発生したというよりも、それ以前に遡ると理解する方が自然であり、豊臣政権は京・大坂と肥前名護屋間の次夫・次馬・次飛脚制を整備するにあたって、山陽道の主要な宿駅の一つである花岡での宿送り業務を、従来から同様の業務を担っていた「地藏院」に改めて依託したものと推測される。

ただ、文禄二年六月二十九日付けの豊臣秀吉朱印状は大坂までの次飛脚について筑前「ふか江」宛てで発給した文書（六〇号）だが、これはその他残された文書群から推察するに、豊臣政権下の筑前大名小早川隆景配下の実務役人であった神保源右衛門尉に宛てたものと考えられる。すなわち、小早川領国内を走る幹線路の主要な宿駅の一つである筑前深江の宿送り業務に神保源右衛門尉が関与していたことにな

る。神保は、小早川隆景に従つて筑前に入国した家臣であり、古くから当地の流通・経済に通じていたとは考えられないが、そこには秀吉の九州国分くわにわけで多くの国衆が他国に転封され、隆景の入国により豊臣政権の準直轄領支配が展開された筑前の国内事情が影響しているのかもしれない。なお興味深いことに、この家は近世には広島に移り、その子孫は安芸郡海田かいたに住み、代々上瀬野から広島までの天下送り・宿送役を務めている。

さて、毛利氏が天正十五年から同十八年にかけて領国規模で実施した惣国検地の成果をふまえておこなつた給地配当の内容を示すものに「八箇国御時代分限帳」があるが、そこに記載された山陽道筋の各市については、経済機能よりも伝馬・飛脚制という毛利氏領国における公用輸送のための宿駅機能、交通網整備の面から捉えるべきとの指摘があり、それを示すものとして長門府中の国衙鍛冶が製造した鉄砲の長府・広島間輸送に各市目代を結ぶ伝馬制の利用事例がある。

これは、輝元側近の佐世元嘉が「宿々諸市目代」に宛てて「鉄砲中つゝ五丁・こつゝ十丁」を「伝馬式疋」によつて広島まで大切に送り届けることを指令したもの（参考史料四号）で、元嘉の「与三左」（与三左衛門尉）という名乗りから推察すると、年代としては天正年間後半から文禄年間までのものと思われるが、毛利氏の公用輸送制度が防長両国の山陽道ですでにこの頃整備されていたことになる。しかし、仮に山陽道一つをとつても、毛利氏が領国規模でこうした公用輸送制度を確立していたとは必ずしも言えない。むしろ毛利氏は、広域公権力として国衆領内を走る街道に点在する市町の宿駅機能の掌握につとめ、たえず領国内交通網の整備をはかっていたものと考えられる。

その意味で、豊臣政権の次夫・次馬・次飛脚・次船制は、こうした地域大名の公用輸送制度に依存しながらも、一方でその領国内交通路の整備を促進する役割をはたしたと考えられる。中央政権による国家的な公用輸送制度の開設とその運用は、異なる歴史背景のもと複雑な構成であった諸地域の陸海交通路をある意味で単純・画一化させ、さ

らに陸海路の宿駅や港町に周辺農漁村から人・馬・船を供給する地域社会構造の成立をも促進したのであり、こうした傾向が地域大名の領国内交通路の整備を押し進める結果になったものと思われる。

先述した、慶長初年の佐世元嘉が「地蔵院」に対して「花岡御宿上下之御用方」を命じた事例では、宿送り業務遂行のために張元至の手許にある「米百石」を宛てているが、これに密接に関わる事例として、文禄五年（一五九六）と推定される卯月十五日付の毛利輝元付立がある（参考史料五号）。これは朝鮮出兵の講和休戦期に明の使節を海路で畿内に送り届ける際に、中継点に当たる下関・上関・蒲刈・鞆の各港での宿泊奉行を定め、その賄い方について指示しているもので、いわば毛利氏の次船指令であるが、この時上関での宿泊に必要な米を周防国久米・富田の公領代官である張元至の許から出させている。

したがってこの頃には、財源にも配慮した宿送りを陸海両面において実現していたのであり、毛利氏の領国内幹線路も、豊臣政権下、文禄年間から慶長年間にかけてより整備されたものと思われる。なお、翌年には第二次朝鮮侵略戦争（慶長の役）が開始され、秀吉は七月二十七日付けの朱印状で毛利輝元に対して領国内の鞆・蒲刈・大島・天神国府（防府）・下関の五箇所に「早船式艘充・馬式疋充」を待機させ、即座の対応を命じている（参考史料六号）が、大名に対する指令という点で天正二十年初頭と同じ形態をとるものの、地域大名の領国内交通路の整備状況の面から言えば、そこには、大きな段階差が存在していたものと思われる。

このように、豊臣政権の次夫・次馬・次飛脚・次船制の運用実績は短期間であり、しかも開設時には従来から存在した交通体系に依存する面があったものの、その一方で毛利氏や小早川氏など地域大名の領国内交通路の整備を促進する面もあったと推測され、慶長初年には山陽道および瀬戸内海において、近世の交通体系に繋がるような状況もすでに生まれつつあったものと思われる。今後、新たな史料の出現により、豊臣政権の次夫・次馬・次飛脚・次船制の実際の運用状況とそ

れがもたらした様々な影響について、さらに明らかになることが期待される。

おわりに

文禄二年八月に、秀吉が第二子の誕生により肥前名護屋を離れて帰国したことで、次夫・次馬・次飛脚・次船制はその役目を終える。第二次朝鮮侵略戦争の際には、秀吉はすでにこの世になく、秀吉自身も主に京都伏見城にあって指揮をとったため、京・大坂と肥前名護屋を朱印状や黒印状が行き交うような状況は無くなった。

豊臣政権の次夫・次馬・次飛脚・次船制は、関白秀次の名のもとに法制化された制度であり、権力の分極化構造を示すものであるが、基本的には最高指導者である太閤秀吉の名護屋布陣という特殊事情のもと、彼と、国制上公権力の頂点にある関白秀次や秀吉の留守を預かる北政所との間で、公私にわたる通信・輸送を円滑におこなうために導入された制度であり、秀吉主導のもとに開設され、関白の名によって法制化され、北政所を加えた三者によって実際の運用がなされたものと言える。そしてその多くは、秀吉の意志がしばしば京・大坂にもたらされ、秀次と北政所がそれに応える形で、必要とされる様々な品物や人材を肥前名護屋に向けて輸送・派遣する形でおこなわれた。

また、この豊臣政権の陸海路における長距離通信輸送制度は、沿線の諸大名の交通政策にも大きな影響を与えたのであり、領国規模での交通路の整備もこれを機に、より一層促進されたと理解できるのである。

註

(1) 本稿は、もともと『平成十年〜十三年度科学研究費補助金 基礎研究(C)』(2) 研究成果報告書 豊臣政権下毛利氏領国の研究』(二〇〇二年)の所収論文であるが、いわゆる雑誌論文では

ないため問い合わせが多く、特に谷徹也氏が「朝鮮出兵時の国内政策―次舟・人留・人掃―」（『ヒストリア』二五一、二〇一五年）を発表された後はその傾向がさらに強くなったため、新たな関係史料と参考史料、それに若干のコメントを加えた増補改訂版である。

(2) 毛利輝元宛ての文書が『毛利家文書』に伝来していない理由として、実務を担当した者の手に渡っていたことが考えられる。関係史料八号も同様か。

(3) 長谷川博士「広島大学文学部所蔵の中世文書」（『広島大学博物館研究』第二号、一九九六年）に写真掲載している（標本四八―五）。

(4) 谷氏註（1）論文。

(5) 『広島県史 古代中世資料編Ⅲ』所収。

(6) 拙著『戦国織豊期の貨幣と石高制』（吉川弘文館、二〇〇六年）第三編第一章「織豊政権の貨幣政策と石高制」。

(7) 安国良一氏は、この法令が江戸幕府による交通政策の基調になったと評価されている（歴史学研究会編『越境する貨幣』所収）近世初期の撰銭令をめぐって、青木書店、一九九九年）。

(8) 中野等氏は、帥欽仲を北政所の所管である大坂から名護屋への駅制・通信の実務者であったとされる（『豊臣政権の対外侵略と太閤検地』、校倉書房、一九九六年）。

(9) 『萩藩閥閥録遺漏』巻三の三に「吉敷郡小郡勘場医師平田道伯伝来」として二五点、『防長風土注進案14 小郡宰判』に「勘場医平田道伯所蔵」として二六点が収録されている。なお、後者は『下関市史 資料編V』にも見られる。

(10) 巻子が納められている木箱の蓋裏の箱書きによれば昭和十年の表装である。なお、原文書は『山口県史 史料編 中世2』に「長井家文書」として収録されている。

(11) 『山口県史 史料編 中世4』所収。

(12) 岸田裕之「大名領国下における赤間閥支配と問丸佐甲氏」（同『大名領国の経済構造』所収、岩波書店、二〇〇一年、初出は一九八八年）。

(13) 拙稿「豊臣期筑前国における支配構造の展開」（『九州史学』第一〇八号、一九九三年）。

(14) 岸田裕之「中世後期の地方経済と都市」（同『大名領国の経済構造』所収、初出は一九八四年）。

(15) 『萩藩閥閥録』巻七八張久左衛門6。

(16) 毛利輝元の時代に周防国佐波郡の郡司の地位にあった羽仁栄保という人物は、「天神国府宿奉行」宛ての天正二十年八月に秀次朱印状（次夫・次馬・次飛脚の制、関係史料二一号）を与えられており、輝元の領国支配を担う地方行政官が豊臣政権が構築した長距離通信輸送制度の中に位置づけられていることがわかる。また彼は、同年四月九日・十日に周防国府を通過した徳川家康・前田利家・上杉景勝・伊達政宗ら諸大名や黒田官兵衛ら秀吉家臣らに米や大豆など食料のほか薪・草・すくもなどを提供しており、残された請取状によれば、「安芸宰相」（毛利輝元）から提供されたものと彼らは認識している（参考史料八〇―一三号）。

凡例

一、本史料は、第一次朝鮮侵略戦争時における豊臣政権の次夫・次馬・次飛脚・次船制の関係史料六三点である。なお、参考史料として一三点を追加した。

一、関係史料の配列は年代順とした。年欠文書は推定して適当な箇所に入れた。

一、文書の料紙は、判明するもののみ（折紙）などの形状を記した。

一、字体は、原則として文書の現状に近いものを採用し、変体仮名は現行仮名に改めたが、江（え）、与（と）、茂（も）、者（は）などは原形を残した。

一、史料の本文には、適宜読点や並列点を付した。

一、欠損等によって文字の判読が困難な場合は、字数が推定できるものは□とし、できないものは「 」と表示した。

一、「長井家文書」については、卷子に納められている順に通し番号を付けたが、欠損部分で『萩藩閥閥録遺漏』や『防長風土注進案』収録文書から推定可能な文字については、「北政所」のように実線で囲んで表示した。

関係史料

一 豊臣秀吉朱印状

〔大日本古文書 小早川家文書〕二八九号
御本陣より次飛脚事、従名嶋宗像迄、何時茂御朱印次第、急速可差遣之旨、堅可被申付候也、

（天正廿年）

正月廿四日（秀吉朱印）

羽柴筑前侍従とのへ

二 豊臣秀吉朱印状

〔小早川家文書〕二九〇号
御本陣より次飛脚事、従宗像小倉迄、何時茂御朱印次第、急速可差遣

之旨、堅可被申付候也、

（天正廿年）

正月廿四日（秀吉朱印）

羽柴筑前侍従とのへ

三 豊臣秀吉朱印状

〔山口県文書館 一般郷土史料所収文書 写真〕
御本陣より次飛脚事、従天神符富田迄、何時茂御朱印次第、急速可差遣旨、堅可被申付候也、

（天正廿年）

正月廿四日（秀吉朱印）

羽柴安藝宰相とのへ

四 豊臣秀吉朱印状（折紙）

〔京都・豊国神社文書〕
自御本陣次飛脚事、従廣嶋四日市迄、何時茂御朱印次第、急速可差遣旨、堅可被申付候也、

（天正廿年）

正月廿四日（秀吉朱印）

羽柴安藝宰相とのへ

五 豊臣秀吉朱印状

〔小早川家文書〕二八七号
自御本陣御用之儀、海上被仰越之刻、次船事、博多方蘆屋迄、何時も御朱印次第、急速可指遣之旨、堅可被申付候也、

（天正廿年）

正月廿四日（秀吉朱印）

羽柴筑前侍従とのへ

六 豊臣秀吉朱印状

〔小早川家文書〕二八八号
従御本陣御用之儀、海上被仰越之刻、次船之事、自蘆屋小倉迄、何時も御朱印次第、急速可指遣之旨、堅可被申付候也、

(天正廿年)

正月廿四日○ (秀吉朱印)

羽柴筑前侍従とのへ

七 豊臣秀吉朱印状 (折紙) (大日本古文書 毛利家文書 八七八号)

従御本陣御用之儀、海上被仰越之刻、次船事、自瀬戸尾道まで、何時も御朱印次第、急速可指遣之旨、堅可被申付候也、

(天正廿年)

正月廿四日○ (秀吉朱印)

安藝宰相とのへ

八 豊臣秀吉朱印状 (折紙) (広島大学大学院文学研究科所蔵文書)

自御本陣御用之儀、海上被仰越之刻、次船事、鞆方塩飽まで、何時も御朱印次第、急速可指遣之旨、堅可被申付候也、

(天正廿年)

正月廿四日○ (秀吉朱印)

安藝宰相とのへ

九 豊臣秀次朱印状 (関関録 卷一三三山縣四郎三郎21)

御陣へ御用之節、継飛脚事、何時茂御朱印次第、周防本郷より同富田まで、早速可相届旨、堅可申付候也、

(天正廿年)

二月日 秀次公ノ御朱印

周防本郷にて

安藝宰相代官

一〇 豊臣秀次朱印状 (山口県文書館 長府桂家文書「長府家老家什書号」)

御陣へ御用之節、継飛脚之事、何時も御朱印次第、周防天神府より同山中迄、早速可相届旨、堅可申付候也、

(天正廿年)

二月日 秀次公御朱印

周防天神府にて

安藝宰相代官

包安藝宰相殿

一一 豊臣秀次朱印状 (佐賀県史料集成 二二) 所収(松林氏所蔵文書)

御陣へ御用之節、継飛脚事、何時も御朱印次第、長門赤間関より豊前小倉迄、早速可相届旨、堅可申付候也、

(天正廿年)

二月日○ (秀次朱印)

長門赤間関にて

安藝宰相代官

一二 豊臣秀次朱印状 (モト折紙ナラン) (小早川家文書 三〇三号)

御陣へ御用節、継飛脚事、何時も御朱印次第、筑前宗像より同名嶋迄、早速可相届旨、堅可申付候也、

(天正廿年)

二月日○ (秀次朱印)

筑前宗像にて

小早川代官

一三 豊臣秀次朱印状 (モト折紙ナラン) (小早川家文書 三〇六号)

御陣へ御用之儀、被 仰出候刻、海上継舟之事、何時も従蘆屋博多迄、御朱印次第、早速可遣之旨、堅可申付候也、

(天正廿年)

二月日○ (秀次朱印)

筑前蘆屋にて

羽柴筑前侍従代官

一四 豊臣秀吉朱印状 (折紙)

(花岡八幡宮文書)

京都大坂与名護屋之間、海陸續夫次馬次船仕候所々江、公用百貫文宛被渡置候、則関白殿如下知之、印判書付次第、右之代物相渡、追而可遂算用候、次銭定之儀被仰付候、奉行共之判形候、任高札之旨、及異儀族在之者、召出遂糺明、実犯於為顕然者、速可處嚴科候、委細大一坊・山路少兵衛・大嶋又右衛門尉可申聞候、猶以万疋之鳥目預り置、對兩三使慥請取状可遣候也、

(天正廿年)

八月廿四日 (秀吉朱印)

花岡

奉行

一五 豊臣秀吉朱印状

(「卷子本嚴島文書」九〇号)

京都大坂与名護屋間、海陸次夫次馬次船仕候所々江、公用百貫文宛被渡置候、則関白殿如下知、印判書付次第、右代物相渡、追而可遂算用候、就其銭定之儀被仰出候、奉行共判形候、任高札旨、互二取遣可仕候、若及異儀族有之者、召出遂糺明、実犯於為顕然者、^通迎可處嚴科候、委細大一坊・山路少兵衛・大嶋又右衛門尉可申聞候、猶以万疋之鳥目預り置、對兩三使慥請取状可書渡候也、

(天正廿年)

大閣様

八月廿四日 御朱印

宮島

奉行

一六 豊臣秀吉朱印状

(「長府家老家什書写」)

京都大坂と名護屋之間、海陸続夫次馬次舟仕候所々江、公用百貫文宛被渡置候、則関白殿如下知、印判書付次第、右之代物相渡、追而可遂算用候、次銭定之儀被仰付候、奉行共之判形之任高札之旨、及異儀族有之者、召出遂糺明、実犯於為顕然者、速可処嚴科候、委細大一坊・

山路少兵衛・大嶋又右衛門可申聞候、猶以万疋□□□たるへき事、右之条々猶違背族ハ搦捕可上候、可被御誅罰、若見隠聞隠に付てハ以後被聞古候共、其所之町人百姓可被加御成敗候也(後欠)

一七 豊臣秀次朱印状

(「東京大学史料編纂所写真帳」尊経閣古文書纂三四)

京大坂より名護屋迄継馬

つき夫次飛脚之事

一 京よりハ

関白殿御朱印

一 大坂よりハ

北政所殿御をして

一 名こやよりハ

大閣様御朱印

京より

ひやうこまで

十八里

あかしまで

五里

ひめちまで

八里

あかおまで

六里

かたかみまで

五里

おか山まで

七里

やかけまで

七里

かななへまで

七里

ミはらまで

七里

さいてうまで

七里

ひろしままで

七里

をかたまで

八里

くかまで

七里

はなおかまで

五里

天神符まで

八里

山中まで

八里

はふまで

八里

あかまかせきまで

七里

- こくらまで 五里
- むなかたまで 七里
- なしまゝて 六里
- ふか江まで 九里
- なこやまで 八里

以上百七十里

- 一 右之所々に一文つかひの精錢百貫文宛をかせられ候、然者繼馬つき飛脚つき夫に被下駄ちん運ちんの事
- 一 馬一疋壱里に付て精錢十文あて、十里のふん合百文之事
- 一 繼夫壱人壱里に付て四文宛、十里之分合四十文之事
- 一 つき飛脚壱人壱里ニ付三文宛、十里のふん合三十文之事
- 一 馬之荷一駄三十貫目たるへき事
- 一 人夫之荷物壱荷拾貫目たるへき事
- 一 御朱印御をしてうけ取をき、右の預ケ置せられ候御公用を、其たひく、所之奉行として相わたし、追而可遂算用之事
- 一 御朱印御をして所持もの、つき馬つき夫之事、たとひ御錠之由達而申候といふ共、御公用にをいてハ、不可相渡候、其者わたくしの料足を出し候ハ、御定のことく駄ちん運ちんをとり可罷出事、右条々堅被相定置畢、可守其旨者也、

天正廿年八月日(○) (秀次朱印)

一八 豊臣秀次朱印状

(内閣文庫「古文書 武州十二」)

- 一 京大坂よりなこや迄つき馬次夫之事
- 一 京よりハ 関白殿御朱印
- 一 大坂よりハ 北政所殿御をして
- 一 なこやよりハ 大閣様御朱印
- 一 右之所々に一文つかひの精錢百貫文宛被置候条、次馬つき飛脚如御定、可相渡候事
- 一 馬二者一里ニ付而、精錢拾文宛、十里之分合百文哉之事

- 一 次夫一人一里ニ付而四文宛、十里之分合四拾文哉之事
- 一 馬之荷一駄三拾貫目たるへき事
- 一 人夫之荷物一荷拾貫目たるへき事
- 一 御朱印御をして被遣候条、任其旨相渡、追而可遂算用事
- 一 次馬次夫之事、右之御朱印御をして無之候者、かりことにて可有之候間、一切不可許容候事
- 一 駄賃馬人足かり候ニおみてハ、上より被下候ことく、駄賃之高下なく、かし可申事、

右条々堅被相定置訖、若於相背者、可被處嚴科者也、

天正廿年八月日(○) (秀次朱印)

兵庫奉行

一九 豊臣秀次朱印状

(不破郡史 上巻)所収「赤坂町安楽寺所藏文書」

- 一 京大坂よりなこや迄つき馬次夫次飛脚之事
- 一 京よりハ 関白殿御朱印
- 一 大坂よりハ 北政所殿御をして
- 一 なこやよりハ 大閣様御朱印
- 一 路次中所々に一文つかひの精錢百貫文宛をかせられ候ハ、つき馬繼飛脚に可被下ために候、但奉行相紛悪銭を遣候ハ、御定のことく何錢たてと増を入れて可請取事
- 一 馬には一里に付て、精錢拾文宛、十里の分合百文哉事
- 一 つき夫一人一里に付て四文宛、十里の分合四拾文哉事
- 一 馬の荷一駄三拾貫目たるべき事
- 一 人夫の荷物一荷拾貫目たるべき事
- 一 御朱印御をして請取置御書付のことく、右之御公用所の奉行として、御をしての旨にまかせ相渡、追而可遂算用之事
- 一 つき馬つき夫之事、右之御朱印御をして無之て申懸候ハ、かりことたるへく候間、一切不可許容事
- 一 御朱印無之もの、自分之代物を出し、駄賃馬人足かり候におみて

ハ、右之御定のことく、私の公用を出させ駄賃馬人足加可申事
右條々堅被相定置訖、若於相背者、可被處嚴科者也、

天正廿年八月 豊臣秀次朱印

岡山

二〇 豊臣秀次朱印状

京大坂よりなこや迄つき馬次夫之事

(花岡八幡宮文書)

- 一 京よりハ 関白殿御朱印
 - 一 大坂よりハ 北政所殿御をして
 - 一 なこやよりハ 大閣様御朱印
 - 一 右之所々ニ一文遣之精錢百貫文宛被置候条、次馬つき飛脚如御定、可相渡候事
 - 一 馬二者一里ニ付而、精錢拾文宛、十里之分合百文哉事
 - 一 次夫一人一里ニ付而四文宛、十里之分合四拾文哉事
 - 一 人夫之荷物一荷拾貫目たるへき事
 - 一 馬之荷一駄三拾貫目たるへき事
 - 一 御朱印御をして被遣候条、任其旨相渡、追而可遂算用事
 - 一 次馬次夫之事、右之御朱印御をして無之候ハ、かりことにて可有之候間、一切不可許容事
 - 一 駄賃馬人足かり候ニおゐてハ、上より被下候ことく、駄賃之高下なく、かし可申事、
 - 一 右条々堅被相定置訖、若於相背者、可被處嚴科者也、
- 天正廿年八月日(○)(秀次朱印)
- 花岡奉行

二一 豊臣秀次朱印状

京大坂よりなこや迄つき馬次夫之事

(長府家老家什書写)

- 一 京よりハ 関白殿御朱印
- 一 大坂よりハ 北政所殿御をして

一 なこやよりハ 大閣様御朱印

一 右之所々ニ一文つかいの精錢百貫文宛被置候条、次馬つき飛脚如御定、可相渡候事

一 馬二者一里ニ付而、精錢拾文宛十里之分合百文哉事

一 次夫一人一里ニ付而四文宛、十里分合四拾文哉事

一 馬荷一駄三拾貫目たるへき事

一 人夫之荷物一荷拾貫目たるへき事

一 御朱印御をして被遣候条、任其旨相渡、追而可遂算用事

一 次馬次夫之事、右之御朱印御をして無之候者、かりことにて可有之候間、一切不可許容事

一 駄賃馬人足かり候ニおゐてハ、上より被下候駄賃之高下なく、かし可申候事、

一 右之条堅被相定置訖、若於相背ハ、可被處嚴科者也、

天正廿年八月日 秀次公御朱印

天神府宿奉行

二二 豊臣秀次朱印状

(宮内庁書陵部「豊臣家朱印状」)

京大坂よりなこや迄つき馬つき夫継飛脚之事

一 京よりハ 関白殿御朱印

一 大坂よりハ 北政所殿御をして

一 なこやよりハ 大閣様御朱印

一 路次中所々に一文遣の精錢百貫文宛をかせられ候ハ、つき馬継飛脚に可被下ために候、但奉行相渡悪錢ヲ遣候者、御定のことく何錢たてと増を入れて可請取事

一 馬には一里ニ付て、精錢拾文宛、拾里の分合百文哉事

一 つき夫一人一里ニ付て四文宛、十里の分合四拾文哉事

一 馬の荷壹駄三拾貫目たるへき事

一 人夫之荷物一荷拾貫目たるへき事

一 御朱印御をして請取置御書付のことく、右の御公用所之奉行とし

て、御をしての旨にまかせ相渡、追而可遂算用事

- 一 つき馬つき夫の事、右之御朱印御をして無之候て申懸候者、かりことたるへく候間、一切不可許容事

- 一 御朱印無之もの、自分の代物を出し、たちん馬人足かり候におみてハ、右之御定のことく、私の公用を出させ、駄賃馬人足かし可申事

右條々堅被相定置訖、若於相背者、可被處嚴科者也、

天正廿年八月日 御朱印

深江

二三 豊臣秀次朱印状

(内閣文庫「古文書 武州十二」)

大坂よりなこやへ次舟

- 一 大坂よりハ 北政所殿御印

関白殿 御朱印

- 一 なこやよりハ 大閣様 御朱印

- 一 右浦々ニ一文遣之精錢百貫文宛被置候者、次舟ニ可被下ためニ候、但奉行相紛悪錢を遣候ハ、御定のことく何錢にても増を入可請取之事

- 一 次舟四たんほたるへく候、壹艘一里ニ付て、右之公用廿文宛、十里之分合式百文哉事

- 一 御定之御朱印御印めい／＼請取置、次舟ニ公用遣之、追而算用可仕候、自然御朱印御印無之族、次舟之儀雖申付、不可許容事

右條々若違犯輩、忽可被處嚴科者也、

天正廿年八月日 (秀次朱印)

二四 豊臣秀次朱印状

(卷子本嚴島文書 八九号)

大坂よりなこやへ次舟

- 一 大坂よりハ 北政所殿御印

関白殿御朱印

- 一 なこやよりハ 大閣様御朱印

- 一 右浦々一文遣之精錢百貫文宛被置候ハ、次舟ニ可被下ためニ候、但奉行相紛悪錢を遣候ハ、御定のことく何錢にても増を入可請取事

- 一 次舟四たんほたるへく候、壹艘一里ニ付て、右之公用廿文宛、十里之分合式百文哉事

- 一 御定之御朱印御印めい／＼請取置、次舟ニ公用遣之、追而算用可仕候、自然御朱印御印無之族、次舟之儀雖申付、不可許容候事

右條々違犯之輩、忽可被處嚴科者也、

天正廿年八月日 関白様

御朱印 宮嶋

二五 豊臣秀次朱印状

(佐甲家文書)

大坂よりなこやへ次舟

- 一 大坂よりハ 北政所殿 御印

関白殿 御朱印

- 一 なこやよりハ 大閣様 御朱印

- 一 右浦々ニ一文遣之精錢百貫文宛被置候ハ、次舟ニ可被下ためニ候、但奉行相紛悪錢被遣候ハ、御定のことく何錢にても増を入可請取事

- 一 次舟四たんほたるへく候、壹艘一里ニ付て、右之公用廿文宛、十里之分合式百文哉之事

- 一 御定之御朱印御印めい／＼請取置、次舟ニ公用遣之、追而算用可仕候、自然御朱印御印無之族、次舟之儀雖申付、不可許容事

右條々若違乱輩、忽可被處嚴科者也、

天正廿年八月日 (秀次朱印)

下のせき

二六 豊臣秀次朱印状

〔尊経閣古文書纂 三四〕

大坂よりなこやへつき舟

一 京よりハ 関白殿御朱印

一 大坂よりハ 北政所殿御をして

一 なこやよりハ 大閣様御朱印

一 右浦々ニ一文つかひの精銭百貫文あて置せられ候ハ、つき舟ニ可被下ために候、但奉行相紛悪銭をつかひ候者、御定のことく何せんにても増を入可請取事

一 継船四たんぼたるへく候、壹艘壹里ニ付、右之公用廿文にて十里之分合式百文哉事

一 御定之御朱印御をしてめいく請取置、つきふねニ遣之、追而算用可仕候、自然御朱印御をして無之族、つきふね之儀雖申付、不可許容事

右条々若於違乱之輩者、忽可被處嚴科者也、

天正廿年八月日○(秀次朱印)

下のせき

二七 豊臣秀次朱印状

〔長府家老家什書写〕

次飛脚之事

一 壹人壹里ニ付而四文宛可相渡候也、

天正廿年九月四日 秀次公御朱印

天神のこふ奉行

二八 豊臣秀次朱印状

〔古文書纂〕三

京より名護屋へ御道具被遣候間、其地より明石まで継舟之事、此奉行申次第、可相渡者也、

(天正廿年)

十月廿八日○(秀次朱印)

兵庫奉行中

二九 北政所黒印状

〔萩藩閩閩録遺漏〕卷三の三「平田道伯伝来」1

なこ屋へいそきの御ふく共つかはされ候、つき夫之事十人申つけつかハすへく候、ゆたん有ましく候、くハしくそつほういんより申へく候也、

天正廿年十二月十二日 御黒印

あかまがせき

ぶぎやう

三〇 北政所黒印状

〔萩藩閩閩録遺漏〕卷三の三

名こ屋へ大事之御物被遣候間、つき夫三人可遣之由御詔ニ候、路次にて少も無聊爾候様ニかたく可被申付事專要候、尚帥法印かたより申へく候也、

天正廿年十二月十四日 御黒印

あかまがせき

ぶぎやう

三一 豊臣秀次朱印状

〔萩藩閩閩録遺漏〕卷三の三

名護屋へ御鷹鶴五被遣候間、つき夫之事次第くニ可送届之候也、

(天正廿年)

十二月廿四日 秀次朱印

赤間閩奉行中

三二 豊臣秀次朱印状

〔萩藩閩閩録遺漏〕卷三の三四

此鷹名護屋へ被遣候間、荷物之事民部卿法印目録之旨ニまかせ、つき舟次第くニ可送届者也、

(天正廿年)

十二月廿八日 秀次朱印

赤間閩舟奉行中

三三 豊臣秀次朱印状 (東京大学史料編纂所謄写本『続常陸遺文』十)
為御使、吉田修理亮名護屋へ被遣候間、うしまと^(牛巻)と込継舟壹艘申付、可
相渡者也、
(文祿二年)^(一五九三)

正月七日 秀次朱印

赤尾^(赤尾力)

舟奉行中

三四 豊臣秀次朱印状 (島根県立博物館所蔵文書)
為御使、吉田修理亮名護屋へ被遣候間、荷物廿荷之分、つき夫を以、
可送届者也、
(文祿二年)

正月七日 (秀次朱印)

富田代官中

三五 北政所黒印状 (長井家文書1・『萩藩閥閥録遺漏』卷三の三五)
北政所さまより名こ屋へ御いそぎの御用候てつかハされ候、つぎひき
やく壱人申つけ、さうくつかハすへく候、すこしもゆたん有ましく
候、くハしくそつほういん^(帥法印)より申へく候也、
文祿貳年正月十九日 (北政所黒印)

あかまかせぎ

ふぎやう

三六 北政所黒印状 (長井家文書2・『萩藩閥閥録遺漏』卷三の三六)
急度被 仰遣候、信州河中嶋より芋千貫目、至名護屋被召寄候条、
於此方海舟之船頭ニ相尋候處ニ、三端帆式艘二千貫目可相積之由申
候、然者如 御定、継舟申付、早速可相届候、火急之御用候間、少も
於油断者可為曲事、舟中にて芋ぬれさるやうニ可仕口、猶帥法印可申
候也、

文祿貳年二月朔日 (北政所黒印)

下之関役人

三七 北政所黒印状

〔萩藩閥閥録遺漏〕卷三の三七

急度被仰遣候、なこやへ大事之御道具并御小袖共被為參候、人足壱人
申付、其所方次之一泊までさいりやうを相そへ、慥ニ可渡旨、北政所
様御錠に候、然者御つゝら式ツ・小箱壹ツ被遣候、猶帥法印可申候也
追而上むしろうつゝミの箱一出之候
て相そへ進之候、以上物数四ツ也

文祿貳年二月六日 御黒印

あかまかせぎ

奉行

三八 北政所黒印状

(長井家文書3・『萩藩閥閥録遺漏』卷三の三八)

なこ屋へ御いそぎの御のふの御小袖つかハされ候、つき夫の事式人申
付、さうくつかハすへく候、大事之御物にて候間、ぬれさるやうに
念を入申つけ、はやく相とゞけ申へく候、くハしくそつほういん^(帥法印)より
可申候也、
文祿貳年

二月十一日 (北政所黒印)

あかまかせぎ

ふぎやう

三九 北政所黒印状

(長井家文書6・『萩藩閥閥録遺漏』卷三の三九)

名こやへ御めしの畚川酒式荷、并をんな大夫・つたうひやうへ・いや
し与次郎・やはた笛すけ左衛門・もりき太郎つかわされ候、つき舟四
たんほ壱そう申つけ、さうくをくりとゞけ申へく候、ゆたん候まし
く候、くハしくそつほういん^(帥法印)より申へく候也、
文祿二年

二月十二日 (北政所黒印)

しものせき

舟奉行

四〇 帥法印歛仲書状（折紙）（長井家文書4・『萩藩閥閥録遺漏』卷三の三10）

大閣様 御召之江川酒式荷、并女大夫・津田右兵衛尉・弥石与次郎・八幡之笛助左衛門・森喜太郎、至名護屋被召下候、継舟之事、四反帆老艘早々被申付、其所々へ慥可被送届候、御急之御用候条、無御油断可被申付之候、**即御墨印被遣候**、尚以自我等**右之**通堅可申渡候旨 御
旋候也、恐々謹言、

文禄式

二月十二日

尼崎

辻甚左衛門尉殿

兵庫増田六左衛門殿

下代殿

播州室

舟奉行殿

備後

舟奉行口

「」

舟奉行殿

「」

舟奉行殿

下関

舟奉行殿

四一 北政所黒印状

（長井家文書5・『萩藩閥閥録遺漏』卷三の三11）

名こやへ女（名）のふつかまつり候らば大夫めしたされ候、伝馬老足申つけ、其所々へたしかにをくりとゞけ申へく候、ゆたん候ましく候、く

ハしくそつ（帥法印）ほういんより可申候也、

文禄二年

二月十二日田（北政所黒印）

あかまがせき

ぶぎやう

四二 北政所黒印状

（長井家文書7・『萩藩閥閥録遺漏』卷三の三13）

北政所様よりなこや田御物の御つゝら老ツつかわされ候、つき夫の事
老人申付、さ田くつかわすへく候、ゆたんあるへからす候、くわし
くハそつ（帥法印）ほういんより申へく候也、

文禄式年二月十五日田（北政所黒印）

あかまがせき

ぶぎやう

四三 豊臣秀次朱印状

（東京大学史料編纂所影写本「古文書纂」二九）

名護屋へ能道具被遣候者、荷物四拾五荷分、所之傳馬人足已下、無由
断可送届者也、

文禄二年二月廿二日田（秀次朱印）

（追記）

両口

久兵衛

四四 豊臣秀次朱印状

（東京大学史料編纂所影写本「塩飽島文書」）

名護屋へ醫師三十五人并下々其外奉行之者被遣候、八端帆継舟式艘申
付、無由断可送届者也、

文禄二年二月廿八日田（秀次朱印）

しはく船奉行中

四五 北政所黒印状

〔秋藩閩閩録遺漏〕卷三の三「大玉新右衛門家蔵書」15

名こ屋へ御てつはうの菓御やりくたされ候、つき舟之事四たんほ壹そ
う申つけ、さうく其さきくへたしかにをくりとへ申へく候、御
いそきの御用候、由断候ましく候、大事之御菓御やり候へく候、ゆな
と入ぬれさるやうに念を入可申付候、くハしくそつほういんより申へ
く候也、

文禄二年三月二日 印判

下の関

舟ぶぎやう

四六 豊臣秀次朱印状

〔塩飽島文書〕

竹俣和泉事、至名護屋被指下候、然者上下式拾人并荷物儀十荷之分、
継舟にて可送届者也、

文禄貳年三月四日 〇 (秀次朱印)

塩飽舟奉行中

四七 豊臣秀次朱印状

〔東京大学史料編纂所影写本「神田孝平氏所蔵文書」〕

竹俣和泉事、至名護屋被差下候、然者上下式拾人并荷物儀拾荷之分、
継舟にて可送届者也、

文禄貳年三月四日 〇 (秀次朱印)

おんとの瀬戸舟奉行中

四八 豊臣秀吉朱印状

〔下関市史 資料編Ⅳ〕所収「伊藤家文書」

御ちやつは被上候、次夫拾人はぶ迄七里の分、路銭貳百八十文可遣之、
一人二付で一里四文宛也、舟ヨリつほあけ候手傳可申付候也、

文禄二年三月五日 〇 (秀吉朱印)

赤間関奉行

四九 北政所黒印状

〔長井家文書8・「秋藩閩閩録遺漏」卷三の三14〕

名こ屋へ御のふだうく入候御つゝら式ツつかわされ候、つき夫之事壹
人申付、さうく其さきくおくりつかわすへく候、大事之御物二
「念を入可申付候、少もゆたん候ましく候、くわしくそつほういん
可申候也、

文禄貳年三月六日 〇 (北政所黒印)

「 「

五〇 北政所黒印状

〔長井家文書15・「秋藩閩閩録遺漏」卷三の三16〕

名こやへ大かう様御かがミ并御きやうたい其外御道具御下しなされ
候、御急之御用候間、つき舟壹そう四たんほ申つけ、早々其さきく
へをくりつかハすへく候、大事之御物候、少もぬれさるやうに念を入
申付へく候、くハしくそつほういんより申へく候也、

文禄貳年三月十八日 〇 (北政所黒印)

「 「

五一 帥法印歛仲書状

〔秋藩閩閩録遺漏〕卷三の三15〕

名護屋へ御鏡并御鏡台其外御道具共被遣候条、継舟四端帆壹艘被申
付、其先々可被送届候、一段御急之儀候間、於浦々滞留無之様可被申
付候、大事之御物候間、少もぬれさるやう念を入可被申付候、則御墨
印被遣候、猶自拙者も堅可申付之由、御錠候、恐々謹言、

〔文禄二〕

帥法印

歛仲 (花押)

三月十八日

兵庫

室

鞆

瀬戸

上関

下関

舟奉行衆中

(裏書)「名護屋迄以六端帆送之、御奉行小嶋長介殿也」

五二 北政所黒印状

〔萩藩関録遺漏〕卷三の三17)

なこやへ御いそぎの御のふの御道具つかわされ候、つき夫の事忝人申付、其さきくへたしかにおくりつかわすへ候、大事之御物に候間、念を入申付へ候、くわしくそつほういんより申へ候也、

文禄貳年三月廿日 御黒印

あかまがせき

ぶぎやう

五三 豊臣秀吉朱印状

(長井家文書9・『萩藩関録遺漏』卷三の三18)

つきひきやく老入、大坂まで夜中ニ「」可相届候、然者御さためのことく老「」つゝ可遣之候也、

文禄二年四月二日(秀吉朱印)

赤間関「」

五四 北政所黒印状

(長井家文書10・『萩藩関録遺漏』卷三の三19)

名こやへ御急之御道具御つゝら「」れ候、つき夫式人申付、

「」其さきくへたしかに送りつかわすへ候、大事之御物に候間、念を入可申付候、くわしくそつほういんより申へ候也、

文禄貳年卯月七日(北政所黒印)

あかまがせき

「」

五五 北政所黒印状

(長井家文書11・『萩藩関録遺漏』卷三の三20)

名こ屋へ御いそぎの御物こもつゝミ五ツつかわされ候、つき夫式人申付、さうく其さきくへおくりつかハすへ候、大事之御物候間、ねんを入可申付候、くわしくそつほういんより申へ候也、

文禄貳年卯月十三日(北政所黒印)

あかまかせき

ぶぎやう中

五六 北政所黒印状

(長井家文書12・『萩藩関録遺漏』卷三の三21)

名こ屋へ御急之御物こもつゝミ式ツつかはされ候、つぎ夫忝人申付、さうく其さきくへたしかに送りつかハすへ候、大事之御物取分御急事候、念を入可申付候、くハしくそつほういんより申へ候也、

文禄貳年六月二日(北政所黒印)

あかまか関

奉行中

五七 北政所黒印状

(古文書纂 三十五、『萩藩関録遺漏』卷三の三22)

名こ屋へ御いそぎの御物こもつゝミ五ツつかハされ候、つぎ夫式人申つけ、早々其さきくへたしかに送り可遣候、大事之御物にて候間、少もぬれさるやうに念を入、いかにもはやく可相届候、くハしくそつほういんより可申候也、

文禄貳年六月十三日(北政所黒印)

あかまか関

奉行中

五八 北政所黒印状

(長井家文書13)

「」もつゝミ「」人申つけ、早々「」ニよらす、たしかに送り可遣候、大事之御物□間、少もぬれさるやう念を入可申付候、くハしくそつほういんより申へ候也、

文禄貳年六月廿二日(北政所黒印)

あかまがせき

奉行中

五九 豊臣秀吉朱印状

〔萩藩関録遺漏〕卷三の三23

次ひきやく老入、大坂まで夜中ニよらす可相届候、然者御定のことく
老入ニ四文つゝ可遣候也、

文禄貳年六月廿九日 秀吉朱印

あかまかせき

六〇 豊臣秀吉朱印状

〔広島県史古代中世資料編Ⅳ〕所収「千葉文書」6

つきひきやく老入、大坂まで夜中ニよらす可相届候、然者御定のことく
老入ニ四文つゝ可遣之候也、

文禄貳年六月廿九日 (秀吉朱印)

ふか江

六一 豊臣秀吉朱印状

〔萩藩関録遺漏〕卷三の三24

次飛脚老入申付、はふ「 役銭、如御掟可相渡候也、
文禄二年七月四日 秀吉朱印

赤間関「 』

六二 豊臣秀吉朱印状

〔萩藩関録遺漏〕卷三の三25

次飛脚老入、夜昼によらす、はふ迄可相届候、御さためのことく、老
入ニ四文つゝ役銭可遣候也、

(文禄二年)

七月十九日 秀吉朱印

赤間関

六三 北政所黒印状

〔長井家文書14・萩藩関録遺漏〕卷三の三12

なこやへ御急之御能之御道具こもつゝミツつかわされ候、つぎ夫事
老入申つけ、さうく其さぎくへたしかに送りつかハすへく候、大
事之御物候間、念を入可申付候、少もゆたん候ましく候、くハしくそ
つほういんより申へく候也、

文禄貳年「 』

〔北政所黒印〕

「 』

参考史料

一 豊臣秀吉上洛諸泊次第写

〔小早川家文書〕小早川家御什書写四

○コノ文書ハ、天正廿年、若クハ文禄二年ノモノナルベシ

太閤様御自筆

とまり

一ふかへとまり

一なしま同

一むなかつたあいのま

一あしやとまり

一こくらあいのま

一せき同

一なかつたこうとまり

一はふあいのま

一山中とまり

一てんししかうあいのま

一はなをかとまり

一くかあいのま

一おかたとまり

一ひろしまとまり

一さいてうとまり

一ミわらとまり

一ミほうしあいのま

一やかけとまり

一あか山とまり

一かたかみあいのま

一あかうとまり

一ひめちあいのま

一あかしとまり

一ひやうこあいのま

二 多聞院日記三十九

(文禄二年二月廿六日条)

(前略)

一ナラ中ノ醫者之衆ナコヤへ被召下了、五十以上ヲハ被指除了、京モ
各下ト云々、迷惑之由也、今日大坂迄下由也、(後略)

三 佐世元嘉印判状(折紙)

(花岡八幡宮文書)

尚々病中之故、用印判候、以上、

態申候、仍張六手前より米百石之辻、旁被請取置候而、花岡御宿上下
之御用方可有御調候、為此令申候、恐々謹言、

佐世石見寺
佐石

七月十六日

元嘉 (黒印)

地藏院
弘中木工允殿
御手洗又右衛門殿

(二重就既)
太右下代

右米之分者二 太右、從代官所可出之
以上

右泊々米之外入目之事者、銀子差下候之条、相計可申付候也、

(二五九六)
(文祿五)

輝元公

卯月十五日

御判

佐世石見守とのへ

四 佐世元嘉書状 (折紙)

(棟木家文書)

此鐵砲中つゝ五丁・こつゝ十丁二傳馬式疋にて至廣嶋、宿々より可送
届候、大事之物二候条、少茂そこね候ハぬ様、可仕事肝要候、不可有
緩候、以上、

佐與三左

元嘉 (花押)

宿々諸市

目代へ

五 毛利輝元付立

(萩藩閥閥録遺漏) 卷三の一重見孫右衛門

官人上之時泊々奉行

一下関

粟屋平右衛門尉

右米之分者木原二郎兵衛、從代官所可出之

一上関

元清衆

瑞雲寺

永興寺

長徳寺

右米之分者久米・富田張六左衛門尉、自代官所可出之

一蒲刈

隆景請取

一輛

桂五郎左衛門尉

三上七郎右衛門尉

六 豊臣秀吉朱印状 (折紙)

(毛利家文書) 九〇八号

急度被仰出候、朝鮮へ被差遣御人数、悉令渡海之由候、就其、大明人
自然朝鮮都近辺罷出候者、可及注進由、被仰遣候、御人数者今度早被
差遣候、御自身被成御懸付、悉被討果、大明迄即時可被仰付候、然者、
其方分領中国内 かまかり 大島 天神符 てんじん 下関、此五ヶ所ニ、早船式艘充、
馬式疋充可被置之候、注進次第ニ、可被成御懸付之ために候、猶増田
右衛門尉、長東大蔵太輔可申候也、

(慶長二年)

七月廿七日 (秀吉朱印)

羽柴安藝中納言とのへ

七 増田長盛書状

(広島県立歴史博物館所蔵文書)

次舟之次第の事

一ひろ嶋より

備後のとも迄 (新)

備前小嶋内

一備後のともより

下津井迄

一下津井より

むろ迄 (密)

一むろより

あかし迄 (明)

一あかしより

兵庫迄

一ひやうごより

大さか迄 (天)

右之分、次舟にて可相越旨被 仰出候間、其所々へ折紙遣候条、

堅申付、朝鮮方の御注進、無由断可差上候也、

九月廿五日 右衛門尉(前出)(花押)

桑原二郎四郎殿

○この文書は、宛名の人物や発給年について不明な点が多いが、豊臣政権の次船制の一端を示す貴重な史料として収録した。

八 羽仁栄保米大豆小日記

(長府家老家什書写)

四月十日

米 拾石

家康へ渡之

四月九日

米 拾五石

加賀宰相殿へ渡之

四月十日

米 拾石

越後宰相殿へ渡之

四月十日

米 五石

伊達殿へ渡之

三月五日

米 老石三斗

毛利兵吉殿へ渡之

三月五日

米 老石三斗

毛利民部太輔殿へ渡之

三月五日

米 三石

宇都宮殿へ渡之

四月十日

米 五石

佐竹殿へ渡之

四月十日

米 四石五斗

黒官へ渡之

三月五日

米 老石六斗

御馬や衆へ渡之

三月九日

米 五十石

きふ宰相殿へ渡之

二月十六日

米 三斗

大坂又左衛門殿へ渡之

同日

米 老斗六升

同人賄方へ肴塩噌遣之

三月一日

米 老石二斗五升

黒官へ渡之

同日

米 老石四斗

黒官
三吉殿 三人衆下向時かしの米
民部太輔

同

四月十日

大豆 三石

家康へ渡之

四月九日

大豆 五石

かか宰相とのへ渡之

四月十日

大豆 三石

越後宰相様へ渡之

同日

大豆 二石

伊達殿へ渡之

三月五日

大豆 五斗

毛利兵吉殿へ渡之

三月五日

大豆 五斗

毛利民部太輔殿へ渡之

四月十一日

大豆 老石

宇都宮殿へ渡之

三月五日

大豆 二石

佐武殿へ渡之

同日

大豆 老石八斗

黒官へ渡之

二月十二日

大豆 老石八斗

同人へ渡之

同日

大豆 五斗大閣様御馬下時

大坂又右衛門殿へ渡之

同日

大豆 六斗六升殿様御馬下時御馬や衆へ渡之

同日

大豆 老斗五升 二日分

島津殿衆下時

(二五九)

天正廿年卯月〇日

羽仁次郎右衛門尉

同日

米大豆 小日記

羽仁次郎右衛門尉

同日

米大豆 小日記

羽仁次郎右衛門尉

同日

米大豆 小日記

羽仁次郎右衛門尉

九 前田利家臣米大豆他請取状

(長府家老家什書写)

從安藝宰相様 加賀宰相方へ

被進もの數之事

一 米

拾五石

一 大豆

五石

一 薪

貳拾荷

一 草

貳十荷

一 寸くも

拾表

右請取申候、加宰相方御直札御供可申入候、以上、

天正廿年

卯九日

岡田長右衛門 (花押)

同日

卯九日

中村常地 (花押)

同日

卯九日

村井豊後守 (花押)

羽仁次郎右衛門殿

一〇 上杉景勝家臣米大豆他請取状

(長府家老家什書写)

越後宰相所ニ被差越候覺之事

一米 拾石
一薪 拾荷
一すくも 拾表

右儘ニ請取申所実正、仍如件、

卯月十日 泉津河内守(花押)

羽仁次郎右衛門殿

已上七石
一薪 拾荷
一糶 五俵
一草 拾荷

右之分儘ニ請取申候也、

天正廿年卯月十日

佐竹内

太繩讚岐(花押)

宰相様内

羽仁次郎右衛門殿まいる

(長府家老家什書写)

一一 伊達家臣米大豆他請取状

於防州(國郡)こくかの地

一米 五石
一薪 式十荷
一梳 十俵

請取申候者也 以上、

伊達□□者諭木七右衛門

信吉(花押)

卯月十日

羽仁次郎右衛門殿まいる

(長府家老家什書写)

一二 某米大豆他請取状

一米 拾石
一薪 式十荷
一すくも 拾俵

以上右之分請取申候者、仍如件、

卯月十日

かく□(花押)

羽仁二郎右衛門殿

(長府家老家什書写)

一三 佐竹氏家臣米大豆他請取状

一米 五石
一大豆 貳石

俵引

同

Long-distance communication transportation system of Toyotomi government during the invasion of the first time to Korea

Hiroyuki HONDA

For Toyotomi government to do communication between Hizen Nagoya and Kyoto Osaka and transportation quickly at the first time of invasion of Korea, a land route and a seaway were maintained and a system of long-distance communication and transportation was built.

I described this institutional purpose, the reality and the influence which gave it to several daimyos by analyzing much history material about this system and considering the process until it's legislated, the modal contents and the actual practical use situation deeply.